

不動産競売の申立書類等一覧

※札幌地裁のみの取扱いです。注意してください。

問い合わせ先及び申立書類提出先

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係
〒060-0042 札幌市中央区大通西11丁目（別館1階）
TEL:011-290-2176, 011-290-2177

申立手数料 (収入印紙)	4,000円	強制競売 担保権実行	債務名義 1個につき (債務者・債権者が複数の場合はお問い合わせください。) 担保権 1個につき													
登録免許税	原則として計算式により算出した金額の収入印紙又は国庫金納付の領収証書 納付額計算式 請求債権額 (1,000円未満切捨) × 0.004 = 登録免許税額 (100円未満切捨) ※請求債権額は、元金、確定利息、確定損害金の合計額 ※領収証書とは、国税の収納を扱う金融機関又は税務署から登録免許税を納付した際に発行を受けるものです。															
郵便切手	84円切手1枚、10円切手1枚及び申立債権者あての返信用封筒 (保管金提出書等を郵送する際に使用します。)															
民事執行予納金 ※こちらの金額はあくまでも目安です。 ※民事執行予納金の納付期限は、保管金提出書受領後10日以内です。	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width:15%;"></td> <td rowspan="2" style="width:15%;"></td> <td colspan="2" style="text-align:center;">住宅の床面積合計</td> </tr> <tr> <td style="width:15%;">100㎡以下</td> <td style="width:15%;">100㎡超</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align:center;">敷地面積合計</td> <td style="text-align:center;">600㎡以下</td> <td style="text-align:center;">50万円</td> <td style="text-align:center;">60万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">600㎡超</td> <td style="text-align:center;">80万円</td> <td style="text-align:center;">90万円</td> </tr> </table> <p>1 土地(登記地目が宅地)・建物(居宅) ・土地付き居宅 右の表のとおり ・土地のみ 600㎡以下 1物件につき50万円 600㎡超 1物件につき80万円</p> <p>2 マンション 1物件につき50万円</p> 上記以外の物件についてはお問い合わせください。					住宅の床面積合計		100㎡以下	100㎡超	敷地面積合計	600㎡以下	50万円	60万円	600㎡超	80万円	90万円
		住宅の床面積合計														
		100㎡以下	100㎡超													
敷地面積合計	600㎡以下	50万円	60万円													
	600㎡超	80万円	90万円													
提出書類 ※事案に応じて、更に他の書面等を求める場合があります。	<p>① 競売申立書 (ア、イについては、写しを各1部添付) 目的不動産が複数で所在地が異なる等、目的不動産が近接しない場合には、各別に申立てをしてください。 ア 当事者目録 イ 担保権・被担保債権・請求債権目録 (担保権実行の場合) 請求債権目録 (強制競売の場合) ウ 物件目録</p> <p>② 資格証明書・住民票 (個人番号(マイナンバー)の記載がされていない住民票。申立債権者…申立日からさかのぼって3か月以内に発行されたもの、債務者・所有者…申立日からさかのぼって1か月以内に発行されたもの) 当事者が法人の場合 商業登記事項証明書又は資格証明書 当事者が個人の場合 住民票又は戸籍の附票 ※不動産登記記録又は債務名義に記載された氏名・名称や住所が異なる場合には連続性が確認できるもの</p> <p>③ 不動産登記事項証明書…申立日からさかのぼって1か月以内に発行された全部事項証明書(現在事項証明書)。 <u>なお、抄本(何区何番事項証明書)ではなく、全部事項証明書を提出してください。</u> ※以下に該当する場合は、目的不動産の全部事項証明書(現在事項証明書)の他に次の書類が必要となります。 目的不動産が土地のみ又は建物の場合→存在する建物又は敷地の全部事項証明書 目的不動産が更地の場合→更地である旨の上申書 目的不動産が敷地権付区分所有建物の場合→敷地たる土地の全部事項証明書</p> <p>④ 公課証明書…目的不動産の固定資産評価額も記載されているもの (固定資産評価額の記載がない場合は、評価証明書も提出) マンションの場合、区分所有建物の他に、敷地の公課証明書</p> <p>⑤ 特別売却に関する意見書 (申立書に特別売却に関する意見の記載がない場合)</p> <p>⑥ 執行力のある債務名義正本及び送達証明書 (強制競売の場合)</p> <p>⑦ 続行決定申請書 (滞納処分による差押登記がされている場合。なお、複数差押登記がある場合は先行滞納処分に対するもののみ)</p>															
<p>以下に記載されている書類のコピーを各2部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記③の不動産登記事項証明書 ・上記④の公課証明書 (固定資産評価額の記載がない場合は、評価証明書も提出) ・物件案内図 (住宅地図など) ・不動産登記法14条の地図及び建物所在図 (目的不動産の管轄法務局に備え付けられています) <ul style="list-style-type: none"> 土地の場合 土地所在図、地積測量図、地籍図、公図等 建物の場合 建物所在図、各階平面図等 <p>※目的不動産が土地である場合にはその上にある建物の建物所在図等、目的不動産が建物である場合にはその敷地の不動産登記法14条の地図の提出がそれぞれ必要となります。 ※図面が備え付けられていない場合は、その旨の上申書を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他事件の迅速な進行に有益な書類 <p>※間取り図や工事完了検査済証等がある場合は提出してください。</p>																